

いばらき消防指令センターに係る 茨城県の関わりについて

茨城県 防災・危機管理部 消防安全課

1 茨城県として共同整備・共同運用を促進する意義

消防業務に係る無線施設及び消防指令施設については、従来、各消防本部が単独で整備し、運用することが原則とされてきたところであるが、昨今、より高度で複雑な災害対応や救急サービス等が求められているとともに、大規模災害等においては近隣市町村に対し、迅速かつ集中的な広域応援を要請しなければならない等、既存の市町村消防本部では十分に対応できない状況が見受けられている。

また、消防救急無線は、平成28年5月までに、アナログ方式からデジタル方式へ移行することになり、平成17年7月15日付け消防庁次長通知「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」において、都道府県を単位として消防救急無線を広域化・共同化し、また、消防指令業務も共同化することを検討すべきなどとする通知があった。

このため、県と各消防本部において共同整備・共同運用の検討を進めた結果、共同整備による整備費の抑制、共同運用による現場活動要員の増強等のスケールメリットが期待される他、大規模災害発生時における情報収集や緊急消防援助隊との連携等において、指令システム及び消防救急無線を活用することが効果的であることから、県が市町村相互間における必要な調整を行い促進を図った。

さらに、消防指令業務の共同運用の効果を最大限に発揮するため、今後は、「直近指令」や「ゼロ隊運用」などの高度な運用を促進する必要があると考えていることから、各消防本部間の実情を考慮し、必要となる情報提供及び協議に参加することで、効果的・効率的な消防通信指令体制の構築について、積極的に関わっているところ。

2 いばらき消防指令センター設置の経緯

(1) 平成17年 7月15日：消防庁次長から都道府県への要請

要請内容：① 電波法関係審査基準において、消防救急無線を平成28年5月までにデジタル方式に移行することとなる。
② 都道府県は、各市町村及び消防本部と協議の上、平成18年度までに整備計画を策定する。

(2) 平成18年10月27日：県に対し、県消防長会から次のとおり意見の具申

具申内容：① 消防救急無線県域1ブロックでの共同整備とすること。
② 消防指令業務の共同運用県域1ブロックで消防指令センターを設置すること。

(3) 平成19年 3月30日：県において、市町村長の意見を確認後、次のとおり「消防救急無線及び消防指令業務に係る整備計画」を策定

計画内容：① 消防救急無線は、県域を1ブロックとして整備する。
② 消防指令業務は、県域1ブロックで消防指令センターを設置し、共同運用する。
③ デジタル化移行の時期は、平成28年度当初を目標とする。

(4) 平成22年 2月 5日：市町村長による協議会設立の見送り

県と消防長会の共催により各市町村長を構成員とする「(仮称)茨城県消防救急無線・指令センター整備等協議会」の設立総会を開催した。

一部市町村長の共通認識を得ることができず、協議会設立が見送られた。

(5) 平成22年 8月23日：県主催により消防救急無線の整備に係る勉強会を開催

主な意見：① 単独整備を表明した消防本部を除いた共同整備を含め、各消防本部の意向を確認する必要がある。
② 今後の整備方針を判断できる消防長の会議を開催するべき。

(6) 平成22年11月 8日：県主催により消防救急無線のデジタル化に係る市町村長会議を開催

会議内容：① 消防救急無線のデジタル化に係る一本化についてはおおむね賛成
② 整備費の規模感把握のため、電波伝搬調査の実施に向けた検討が必要

(7) 平成22年12月～23年1月：県主催により副市町村長及び消防長への個別説明、ブロック会議等の開催

会議等の内容：① 部隊出動ルールの方法（各消防本部の管轄地内の対応を基本）
② 現場指揮権は、管轄消防本部の消防長にあること。
③ 災害対策本部設置時における市町村長の権限は変わらないこと。
④ 共同整備等による財政上の効果

(8) 平成23年 2月15日：県主催により副市町村長及び消防長会議の開催

会議内容：① 市町村長会議を開催し、協議会を設立したい旨の説明
② 県が電波伝搬調査費の1/2を負担することについて説明

(9) 平成23年 8月10日：県主催により市町村長会議を開催

- 了解事項：① 消防指令業務の共同運用等への参加について理解が得られた41市町村（23消防本部）により、平成28年5月の消防指令業務の共同運用等の実現に向けた調整を行っていく。
② 協議会を設立する。

(10) 平成23年 8月10日：第1回茨城県消防救急無線・指令センター整備推進協議会(任意協議会、事務局：県と水戸市)

出席：構成市町村長、県副知事、県生活環境部長外

会議内容：① 役員、事業計画、予算等について決定

② 電波伝搬調査の実施時期、費用等について説明

※ 以降、協議会4回、幹事会8回開催、専門部会28回（総務部会11回、デジタル部会16回、指令業務部会11回）開催

(11) 平成25年 4月 1日：「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会（地方自治法に基づく法定協議会）」を設置

(12) 平成28年 6月 1日：本格稼働開始

(参考) 茨城県消防救急無線・指令センター整備推進協議会（任意協議会）組織

協議会：市町村長、県生活環境部長を構成員とし、整備運営の方式、費用負担、指令センター設置場所を検討。

幹事会：副市町村長、消防長、県防災・危機管理局長を構成員とし、整備運営の方式、費用負担、指令センター設置場所を検討。

専門部会：各消防本部担当課長、各市町村財政担当課長、茨城県消防安全課長等を構成員とする以下の3つの専門部会に分けられる。

総務部会：電波伝搬調査及び費用負担割合の検討、指令センター設置場所の検討、指令及び無線の整備・運営主体の検討、費用負担割合の検討 等

デジタル部会：電波伝搬調査の実施、無線広域化方策の検討、基地局整備の検討、消防本部・消防署・消防車両等の無線機器整備の検討 等

指令業務部会：指令センターの施設・設備の概要の検討、消防本部・消防署の設備の概要の検討、指令センターの業務範囲、権限、組織及び部隊運用ルールの検討 等

3 いばらき消防指令センターの運営体制

運営主体		茨城県消防救急無線・指令センター運営協議会 (H25.4.1設置、地方自治法に基づく法定協議会)
運営体制	運用開始	平成28年6月1日
	職員	構成団体派遣56名 (事務局8名、通信指令員48名)
	通信指令員の勤務体制	二交代制 (8:30~翌8:30の24時間)
業務内容		消防救急デジタル無線システム（基地局（電波塔30箇所）及び無線機器等の通信施設、設備）の共同整備・運用（21消防本部、34市町） いばらき消防指令センター（水戸市役所内原庁舎内）の共同整備・運用（20消防本部、33市町）

4 指令の高度化に係る県の取り組み

指令センターの設立後6年が経過し、指令業務の運用が習熟してきたことから、指令の共同運用の効果を最大限発揮できるよう、消防本部の管轄内であるか否かに関わらず、災害現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行う「直近指令」や、出動可能な隊がなくなった場合に他消防本部に自動で指令を行う「ゼロ隊運用」などの高度な運用に対応する、効果的・効率的な消防通信指令体制の構築について検討を行っている。

○現状（R5.3.31時点）

指令センター加入の6消防本部（隣接する2消防本部ずつの3つの組み合わせ）でゼロ隊運用を実施。

運用本部	実績
常陸大宮市 ⇔ 大子町（R3.11.9～R5.3.31）	7件
取手市 ⇔ 常総地方広域市町村圏事務組合（H28.6.1～R5.3.31）	19件
鹿行広域事務組合 ⇔ 鹿島地方事務組合（R28.6.1～R5.3.31）	6件

○指令の高度化に係る勉強会

指令の高度化を図るため、令和4年度に各消防本部に対し、ゼロ隊運用等の導入に係るヒアリングを行い、導入検討の意向があった9消防本部及びいばらき消防指令センターと共に、運用条件等を検討する勉強会を開催している。

（1）第一回勉強会（R4.12.20開催）

本県及び他県における運用事例の共有、今後の協議の進め方の検討を実施。

（2）第二回勉強会（R5.2開催）

9消防本部を隣接する4つの組み合わせに分け、運用ルール（対象事案、運用条件、出動範囲、導入時期等）の検討を実施。